

津山市スポーツ少年団派遣費等支出内規

第1条 この内規は、津山市スポーツ少年団が実施する対外的交流事業ならびに派遣事業にともなう費用の支出について定める。

第2条 津山市スポーツ少年団が実施する対外的交流事業ならびに派遣事業は、原則として日本スポーツ少年団・岡山県スポーツ少年団ならびに美作地区スポーツ少年団が主催する事業に限定するものとし、参加・派遣の決定は本部役員会において決定する。

第3条 交流事業等への参加については、当分の間派遣費として次のとおり支出する。

(1) 美作地区として実施される交流事業	単位団として参加させる場合	1団につき	4,000円
(2) 県として実施される交流事業	単位団として参加させる場合	1団につき	6,000円
	指導者または団員を派遣する場合	1名につき	3,000円
(3) 中国ブロック単位での交流事業	単位団として参加させる場合	1団につき	8,000円
	指導者または団員を派遣する場合	1名につき	4,000円
(4) 全国規模で実施される交流事業	単位団として参加させる場合	1団につき	10,000円
	指導者または団員を派遣する場合	1名につき	5,000円
(5) 海外で実施される交流事業	指導者または団員を派遣する場合	1名につき	10,000円
(6) 技術指導研修会等	指導者または団員を派遣する場合	原則(1)～(5)の規定に準ずる	

ただし、(3)(4)項に関する事業が県内で実施される場合は(2)項にあてはまるものとし、(4)項に関する事業が中国地区で実施される場合は(3)にあてはまるものとする。また、予選大会のない交流試合・交歓大会については、別途協議するものとする。

第4条 登録指導者ならびに団員を研修会および調査・研究等に派遣する場合、算出基準は市職員の旅費規定により旅費・宿泊等を支給する。ただし、主催者が旅費を負担する場合は、支給しないものとする。

第5条 派遣費等の支出については、当該所属団が別紙様式による申請書を提出しなければならない。

第6条 派遣費を受けた者は、事業終了後、参加状況報告を本部にしなければならない。

第7条 不測の事態により出発前に事業が中止になったり、参加できなくなった場合は派遣費を直ちに返納しなければならない。

第8条 その他、必要事項は本部役員会において決定する。

附則

この内規は、昭和58年6月30日から施行する。

昭和62年5月8日 一部改正

平成元年4月11日	一部改正
平成12年4月28日	一部改正
平成17年4月28日	一部改正
平成19年3月7日	一部改正
平成19年4月12日	一部改正
平成30年4月5日	一部改正